

令和3年2月22日

UR都市機構 災害対応支援室

<令和2年度における当機構の新たな取り組み>

①内閣府と災害時の住家の被害認定業務支援に関する連携協定を締結 ……別添①

- ・内閣府（防災）と標記協定を締結（R2.6.19）
 - ・内閣府が実施する被災自治体支援に連携協力
- ⇒令和2年7月豪雨対応で、県主催の被害認定調査業務説明会に職員を派遣（5県、延べ25人・日）

②長野県佐久地域における災害復旧工事マネジメント業務の実施 ……別添②

- ・令和元年東日本台風で大きな被害を受けた長野県佐久地域における多数の災害復旧工事の早期完了を目的に、長野県から委託を受けて標記業務を実施（R2.4～）
- ・本業務は、国土交通省の有識者懇談会※での災害復旧事業の市町村支援方策の提言を受け、当機構が東日本大震災の復興事業の経験等を活かし、1つのモデルとして先駆的に実施
- ・災害復旧工事の早期完了を目指すとともに、本業務での経験を踏まえて、民間事業者等も参画可能な災害復旧工事のマネジメントやプラットフォームづくり等の方策を検討していく予定

※「防災に関する市町村支援方策に関する有識者懇談会」（2017年）（国交省）

これらの取組については、特に地方公共団体の皆様に関係がある内容であると思われます。
詳細の説明等をご希望される場合は、以下の問合せ先までお気軽にご連絡ください。

<問い合わせ先> UR都市機構 本社 災害対応支援室 事業支援課
松田（TEL:045-650-0422 / E-mail:matsuda@ur-net.go.jp）
伊藤（TEL:045-650-0939 / E-mail:tsu-itou@ur-net.go.jp）

別添① 内閣府と災害時の住家の被害認定業務支援に関する連携協定を締結

R2.6.19付で内閣府と「**災害時の住家の被害認定業務支援に関する協定**」を締結し、市町村が実施する住家の被害状況調査に係る業務について、内閣府が実施する被災自治体支援に連携協力を行っております。

- (平常時) URが派遣を予定する支援職員の技術の向上や住家の被害認定業務に係る情報の共有
- (発災時) 内閣府からの派遣要請を受け、被災自治体が行う住家の被害認定業務の支援を実施

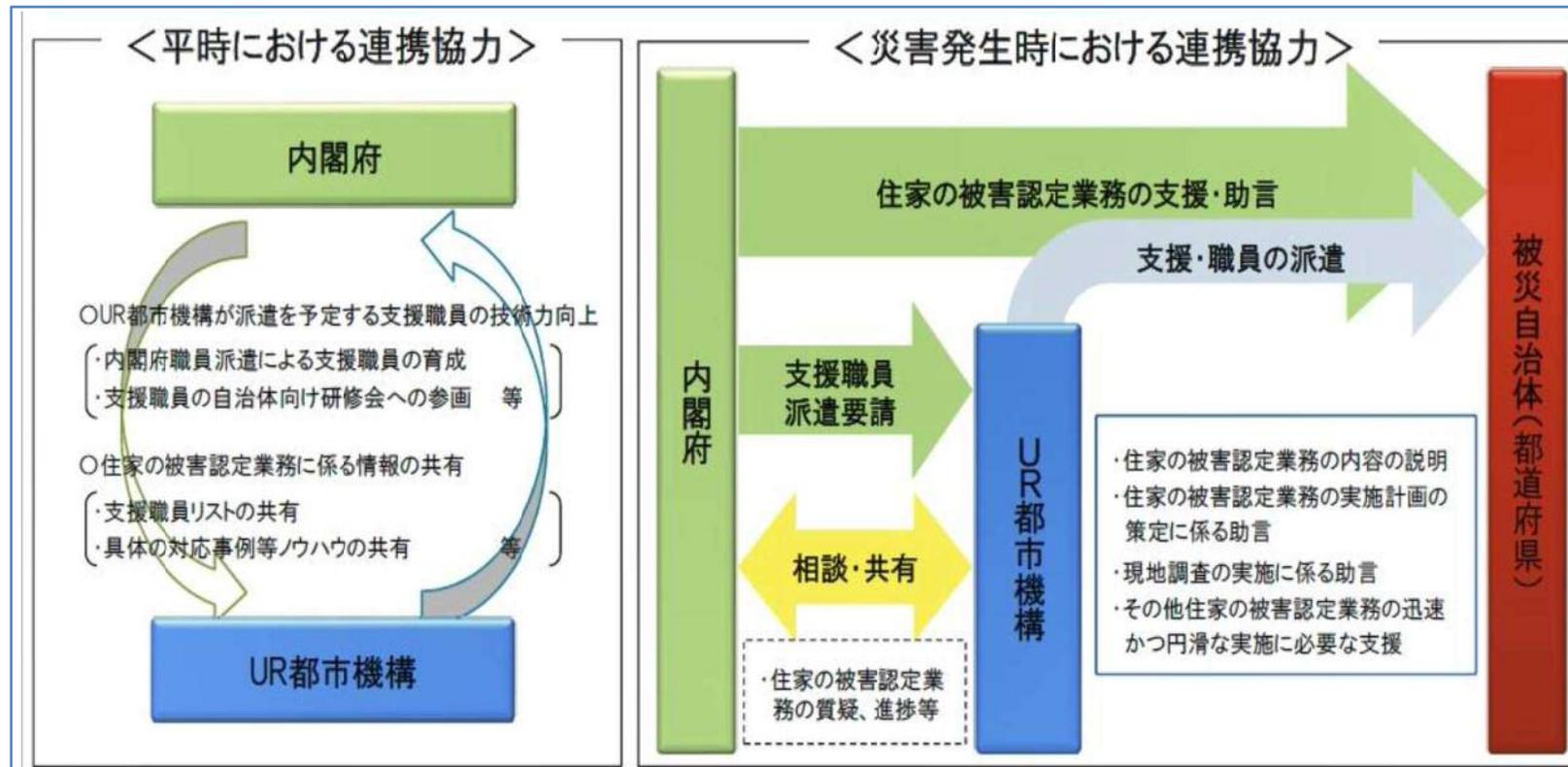


↑ 協定締結の様子
左: 中島理事長 右: 武田内閣府
特命担当大臣
(防災)(当時)

↓ 令和2年7月豪雨対応
(住家の被害認定に係る説明会)



↑ 住家の被害認定研修会
(富山県)



＜協定締結後の連携協力状況＞

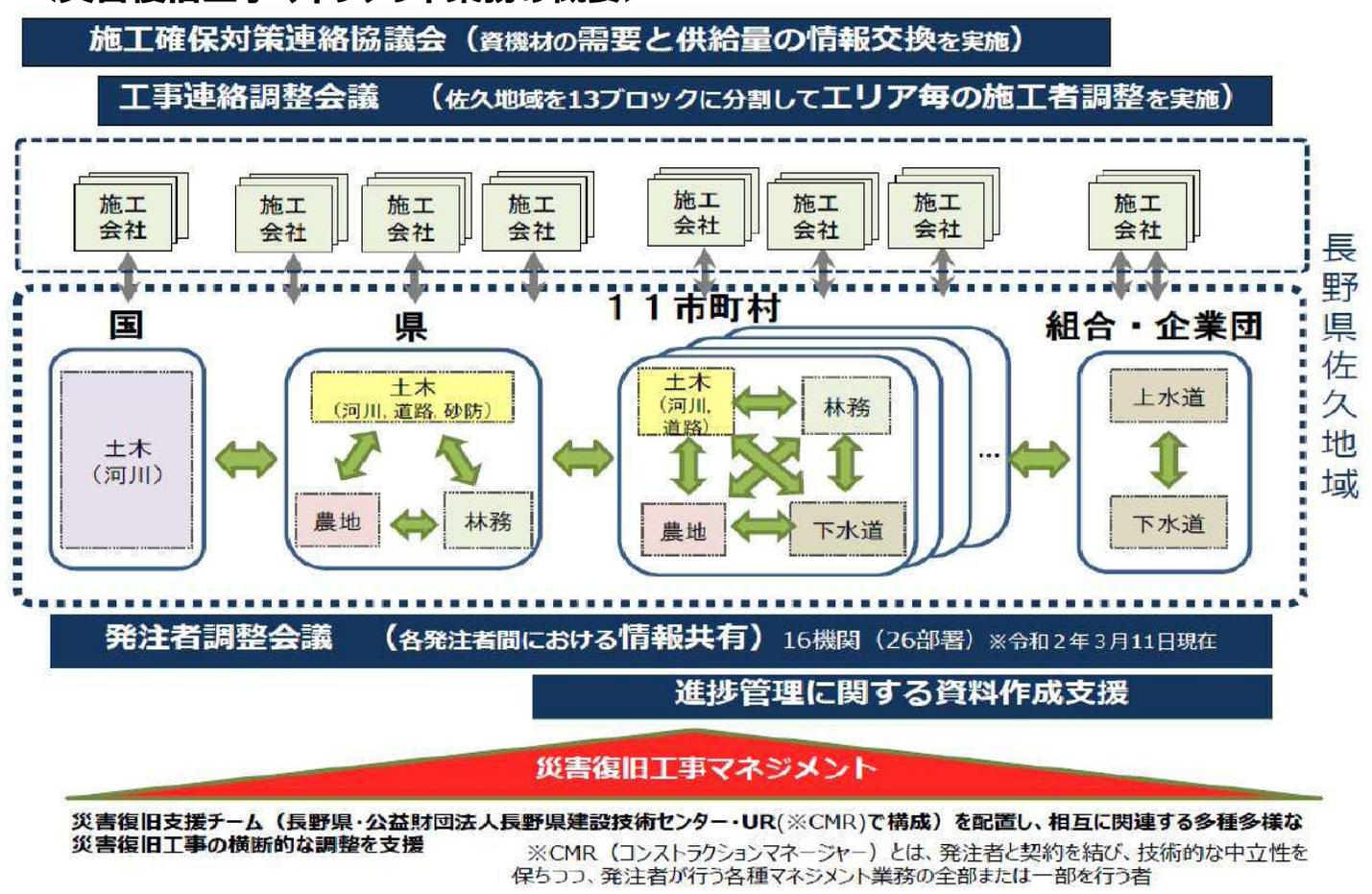
- 令和2年7月豪雨対応
- 平時の対応

R2.7.8より、県が主催する市町村向けの住家の被害認定調査業務説明会に延べ25人・日を派遣 (熊本県、鹿児島県、福岡県、大分県、岐阜県)
 県が主催する市町村向けの住家の被害認定研修会等にて講師として参画 (愛媛県(R2.12)、宮崎県(R2.12)、富山県(R2.12))

別添② 長野県佐久地域における災害復旧工事マネジメント業務の実施

- 長野県佐久地域（2市5町4村）にて、災害復旧工事の効率的・効果的な執行及び早期完了を目的に、**16機関におよぶ発注者間や相互に関連する多種多様な復旧工事間の情報共有等の業務を実施**しております。
（業務主体は長野県、URと長野県建設技術センターが実務を担当）
- R2.3.11付で長野県・佐久市・長野県建設技術センター・URによる4者協定を締結
- R2.4～長野県から委託を受けて業務開始

<災害復旧工事マネジメント業務の概要>



被災箇所（佐久市：谷川）



発注者調整会議の様子